

特 記 仕 様 書

委託業務番号 令和８年度 第１４５号
委託業務名称 第１プラント各槽各配管の清掃及び清掃汚泥の引抜並びに運搬処分業務
委託業務場所 滋賀県長浜市湖北町海老江１０４９番地
湖北広域行政事務センター 第１プラント
委託業務期間 契約締結日の翌日から令和８年１２月２８日

第１ 本業務の施工にあたっては、「一般土木工事等共通仕様書（令和７年１０月滋賀県）」（以下、「共通仕様書」という。）、「一般土木工事等共通仕様書付則（令和７年１０月滋賀県土木交通部）」（以下、「付則」という。）および「現場技術業務委託共通仕様書（滋賀県土木交通部）」（以下、「委託共通仕様書」という。）および本特記仕様書によるものとする。

第２ 共通仕様書、付則および委託共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

（一般事項）

第１条 監督職員がその権限（指示・承諾・協議等）を行使する場合は、指示票、工事記録簿等の書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他の理由により監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者は、その指示等に従うものとし、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

（業務管理）

第２条

１ 安全管理

- （１） 受注者は、施工箇所およびその周辺にある施設や第三者の安全確保に努めなければならない。
- （２） 受注者は、施工中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関係法令に基づく処置を常に講じておくものとする。
- （３） 受注者は、使用人等に適時、安全対策、衛生管理等の指導および教育を行うとともに、業務が適正に遂行されるように管理および監督しなければならない。
- （４） 受注者は、業務の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、別に定める施工中の事故報告書を指示する期日までに、監督職員に提出しなければならない。
- （５） 作業従事者全員に作業内容について十分な教育を行い、作業前には毎回必ず使用機械の整備点検を入念に行うこと。

2 業務管理

- (1) 受注者は、業務の内容について事前に十分調査し、実情を把握の上、実施すること。
- (2) 本業務において、業務委託内容外においても不良箇所が発見された場合については、直ちに監督職員に報告し指示を受けるものとする。
- (3) 本業務は、平日の午前8時30分から午後5時15分までを作業時間とする。ただし、監督職員が事前に承諾した場合は前記時間以外に作業できるものとする。
- (4) 本業務に必要な工具、消耗品、測定器具等は、受注者の負担とする。ただし、機器の特殊性による備え付けの補修工具を必要とする場合は除く。
- (5) 受注者は、熟練・資格等を要する作業には相当経験を有する技術者および資格者をあてること。また、業務上必要な場合は、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を定め、現場に常駐させること。
- (6) 作業中は、既設構造物等を汚損または損傷しないように保護養生し、十分注意の上施工すること。万が一損傷等させたときは、速やかに監督職員に通報し、受注者の責任で復旧補修すること。
- (7) 発注者は、実施内容状況について調査を必要とする場合は報告を求めることができる。
- (8) 本業務において、原則として軽微な費用の補修ならびに部品の交換等については、委託費に含まれるものとするが、実施内容によりその都度協議するものとする。
- (9) 受注者は、業務を実施するため公有地、または私有地に立ち入る場合は、監督職員および関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、第三者への土地への立入りについては、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。

(疑義の解釈)

第3条 設計図書に定める事項について、疑義が生じた場合の解釈および本業務上の細目については、当該委託を担当する監督職員の指示に従わなければならない。

(工事等対象物の管理義務)

第4条 委託業務が完了し、引き渡し完了まで業務必要材料等の対象物の保管責任は受注者とする。

(業務終了後の処理)

第5条 委託業務が終了したときは、受注者は速やかに不要材料および仮設物を処分もしくは撤去し、清掃しなければならない。

(材料)

第6条 各種機器材料は、JIS およびその他の関係基準に適合するものであること。ただし、規格等に定めのないものについては、使用実績があり、かつ信頼性の高いものを使用すること。

(法令等の遵守)

第7条 受注者は、本業務を実施するにあたり下記の関係法令等を遵守しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則
- (2) 環境基本法、同施行令、同施行規則
- (3) 大気汚染防止法、同施行令、同施行規則
- (4) ダイオキシン類対策特別措置法、同施行令、同施行規則
- (5) 滋賀県公害防止条例
- (6) その他関係法令

(守秘義務)

第8条 受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

その他特記事項

(損害賠償)

業務の施工に伴い通常発生する物件等の破損の補修費および騒音・振動・濁水・交通障害等による事業損失にかかる補償は受注者の負担において行わなければならない。

また、本業務完了後においても明らかに本業務に起因する物件および構造物等の破損の補償および修理は、すべて本業務受注者の負担で行わなければならない。

(提出書類)

本業務において受注者は、次表に掲げる関係図書等を提出しなければならない。

契約、着手時または随時		完了後	
関係書類	部数	関係書類	部数
着手届書	2	作業報告書	2
現場代理人届	2	作業写真	2
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	2	業務完了届書	2
施工計画書・工程表	2	請求書	1
廃掃法上必要な許可証(写)等	2		
その他監督職員が指示するもの	2	その他監督職員が指示するもの	2

業務内容

第1 業務概要

本業務はし尿処理施設である第1プラントの最終清掃を実施するものである。

第2 作業条件（現場条件）

本業務は、し尿処理施設での業務であり、安全に十分に注意し実施すること。

第3 業務内容

1. 処理槽内の清掃

- (1) 清掃する処理槽については、別表1のとおりとする。
- (2) 処理槽内（壁・天井・床・ピット・配管等）は、高圧洗浄（9.5Mpa以上）にて清掃を行うこと。※清掃時に使用する洗浄水については、第1プラントの用水を使用すること。

2. 配管の清掃

- (1) 清掃する配管については、別表2のとおりとする。
- (2) 清掃する配管については、処理槽内同様に高圧洗浄にて清掃を行うこと。配管内は、汚泥等の付着が無いようにすること。※清掃時に使用する洗浄水については、第1プラントの用水を使用すること。

3. 清掃汚泥の引抜及び運搬処分

- (1) 清掃後の清掃汚泥については、吸引車両（ダンパー車）で引き抜きを行い、運搬車両にてできるだけその日のうちに運搬処分を行うこと。
※吸引車両（ダンパー車）及び清掃汚泥運搬車両については、必要な台数を確保すること。
- (2) 処分場所は、一般廃棄物処理施設〔廃掃法第八条に規定された施設のうちし尿処理施設（浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽を除く）〕で処理すること。
ただし、廃掃法施行令第四条第九項のイの規定に基づき、処分先の施設所在市町に通知した後に履行すること。

4. 清掃汚泥（洗浄水含む）引抜量

- (1) 清掃汚泥（洗浄水含む）引抜量は、別表1のとおりとする。ただし、予定引抜量であることから、増減することも有り得る。
- (2) 洗浄水の使用量については、清掃汚泥量に対しての予定数量であることから、極力最小限に努めること。
- (3) 引き抜いた清掃汚泥（洗浄水含む）については、搬出後、計量法に基づいた受注者の計量器を用いて測定し、計量伝票を発注者に提出すること。
- (4) 清掃汚泥（洗浄水含む）引抜量は、計量伝票で測定した量とする。
- (5) 清掃汚泥（洗浄水含む）引抜量が増減した場合は、別途協議の上、変更契約を

行うものとする。

5. 業務実施日時

土日祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

6. 一般事項

- (1) 本業務は、発注仕様書等を遵守し、第1プラント係員の指示に従い、忠実に誠意をもって迅速かつ正確に施工するものとする。
- (2) 発注仕様書等は、本業務の基本的内容について定めたものであり、記載されていない事項であっても業務の目的達成上、必要と思われるものについては、請負業者の責任において施工するものとする。
- (3) 発注仕様書において疑義が生じた場合は、その都度第1プラント係員と協議し、その指示に従うものとする。

第4 特記事項

1. 現場管理

- (1) 受注者は、契約後第1プラントと充分打ち合わせを行い、業務に着手すること。
- (2) 現場代理人は、施工中現場に常駐し、第1プラント係員の監督のもと、業務に関する一切の責任を全うするものとする。
- (3) 作業主任者は、業務に関する経験豊富な者で、当該業務にかかる技術的事項を総括し監督指導するものとする。
- (4) 酸素欠乏症や硫化水素中毒にかかるおそれのある場所での作業には、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者、または第2種酸素欠乏危険作業主任者を選任し従事させること。また、この者の氏名等を書面にて提出すること。

2. 現場の点検、立会および現場写真

業務の過程ごとに第1プラント係員の立会、点検を受けること。また、業務の着手前に、必ず酸素濃度等を測定し、その測定記録表を清掃前後の現場写真とともに第1プラントに提出すること。

3. 安全対策

本業務については、処理場内で酸素欠乏症、硫化水素中毒及び爆発等の危険が伴う作業であり、また高所での作業もあることから、労働安全衛生法を始めとする関係諸法令を遵守し、センター職員と密接な連絡を図り、労働災害及び事故防止に努めること。したがって、関係法令に基づき、安全かつ衛生的に作業を行わなければならない。万が一本業務作業中に発生した事故等は、すべて受託者が責任をもって解決すること。

4. 公害対策

- (1) 作業中は、処理場内から汚水及び汚物が流出しないよう万全を期し、環境の保全に努めること。

(2) 作業にあたっては、悪臭の発生防止に努めるとともに、屋外への臭気漏れ対策を行うこと。

5. その他

(1) 入札金額には、業務に係る費用をすべて含めること。

(2) 処分の際に一般廃棄物処理施設を管轄する地方自治体の条例で定められた環境保全にかかる協力金並びに申請費用等が発生する場合は、入札金額に含めるものとし、その支払いの責を負うものとする。

別表 1

第 1 プラント処理槽一覧表

	処理槽名称	予定汚泥 引抜量(m³)	予定洗浄 水量(m³)	容量(m³)	備考
1	生し尿受入槽※沈砂槽含む	25	17	250.1	
2	浄化槽汚泥受入槽※沈砂槽含む	7	5	70.4	
3	生し尿貯留槽	38	25	385.4	
4	浄化槽汚泥貯留槽	18	12	186.7	
5	第 1 攪拌槽	100	66	1,536	減容化実施
6	第 1 曝気槽	23	15	1,150	〃
7	第 1 曝気槽 (既設)	72	48	595	〃
8	硝化液移送ポンプ井	3	2	51	
9	第 2 攪拌槽	100	66	1,536	減容化実施
10	第 2 曝気槽	12	8	235	〃
11	沈殿槽	30	20	686	
12	凝集沈殿槽	10	7	285	
13	混和槽	5	3	69	
14	凝集槽	2	1	22.5	
15	汚泥濃縮槽	30	20	277	
16	汚泥貯槽	10	7	120	
17	雑排水槽	15	10	263	
	配管	50	33		
	合計	550	365	7,718.1	

※予定汚泥引抜量及び予定洗浄水量については、見込数量であり、増減することも有り得る。

別表 2

【配管洗浄箇所】

- ①し尿・浄化槽汚泥受入槽から破砕機への配管
- ②破砕機からドラムスクリーンへの配管
- ③ドラムスクリーンからスクリーブレスへの配管
- ④スクリーブレスからし尿・浄化槽汚泥貯留槽への配管
- ⑤し尿・浄化槽汚泥貯留槽から第1 攪拌槽への配管
- ⑥第1 攪拌槽から第1 曝気槽への配管
- ⑦第1 曝気槽から既設曝気槽への配管
- ⑧既設曝気槽から硝化液循環ポンプへの配管
- ⑨硝化液循環ポンプから第1 攪拌槽への配管
- ⑩既設曝気槽から硝化液移送ポンプへの配管
- ⑪硝化液移送ポンプから第2 攪拌槽への配管
- ⑫第2 攪拌槽から第2 曝気槽への配管
- ⑬沈殿槽から返送汚泥ポンプへの配管
- ⑭返送汚泥ポンプから第1 攪拌槽への配管
- ⑮沈殿槽から余剰汚泥引抜ポンプへの配管
- ⑯余剰汚泥引抜ポンプから濃縮汚泥槽への配管
- ⑰濃縮汚泥槽から汚泥貯留槽(機械棟)への配管
- ⑱汚泥貯留槽から汚泥供給ポンプへの配管
- ⑲汚泥供給ポンプから遠心脱水機への配管
- ⑳凝集沈殿槽から凝沈汚泥ポンプへの配管
- ㉑凝沈汚泥ポンプから濃縮汚泥槽への配管

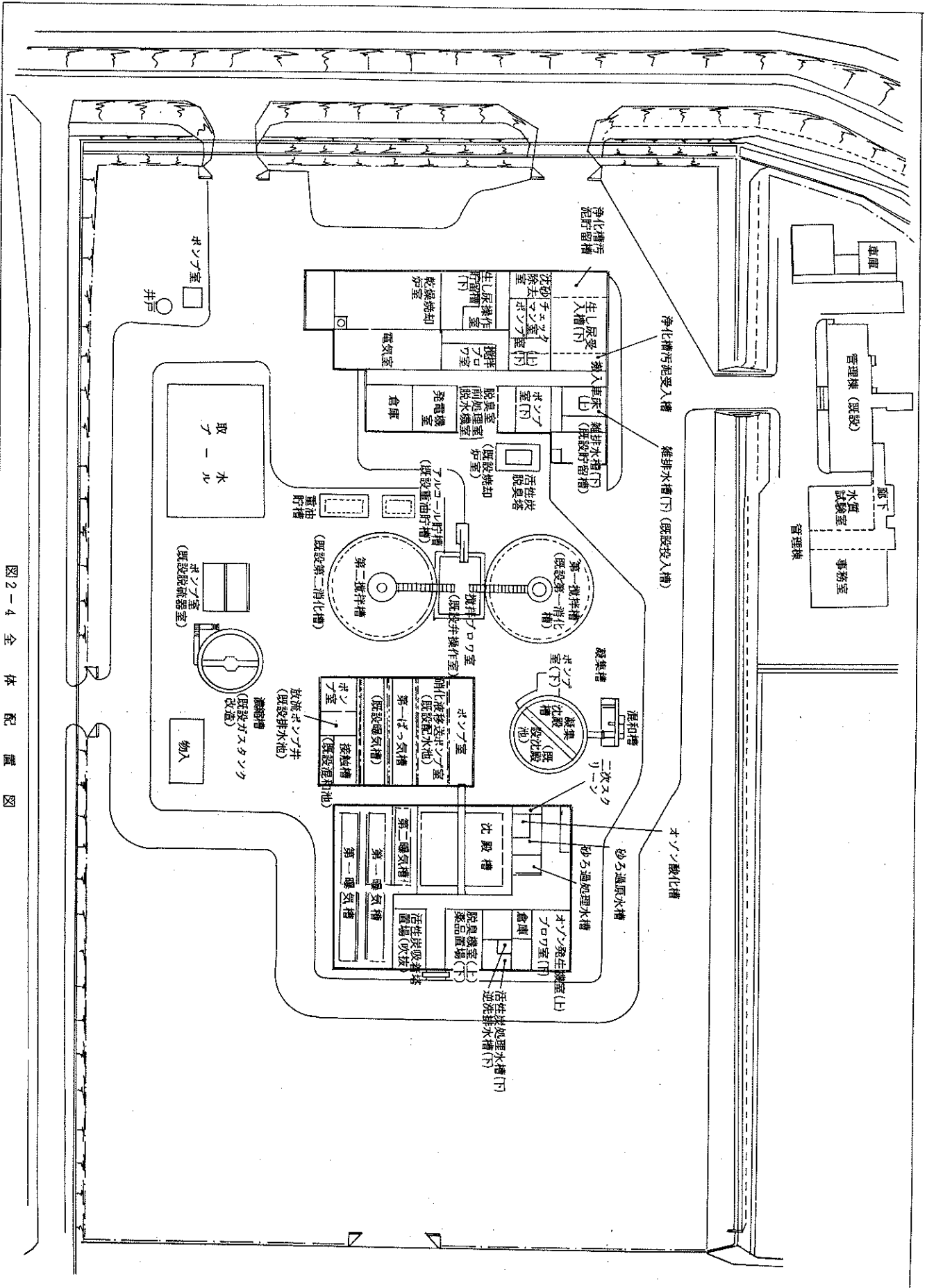


図 2-4 全 体 配 置 図

[illegible]